熊本市結婚チャレンジ事業実施要綱

制定　平成３０年　２月１９日健康福祉局長決裁
改正　平成３０年　４月　１日子ども政策課長決裁
改正　令和　元年　９月　６日健康福祉局長決裁
改正　令和　２年１１月１３日子ども政策課長決裁
改正　令和　７年　９月１８日こども局長決裁

（目的）
第１条　この事業は、少子化対策の一環として、結婚支援を行う団体を支援することにより、結婚を希望する者を社会全体で応援する環境づくりを推進することを目的とする。

（対象事業）
第２条　実施主体による結婚を希望する独身男女の出会いの場を創出するパーティ、セミナー、文化 ・スポーツイベント等として市長が認める事業（以下「結婚チャレンジ事業」という。）とする。

（実施主体）
第３条　実施主体は、熊本市の区域内に活動拠点を有し、地域において結婚を応援する活動に取り組み、若しくは取り組むことが見込まれる団体であって、次の各号の全てに該当する団体とする。
(1)　「くまもと出会い応援団募集要項」に基づいて登録されたくまもと出会い応援団であること。ただし、営利団体（結婚相手紹介サービス業を営む企業を除く。）については、熊本県の「よかボス企業」へ登録しているものに限る。
(2)　代表者を含め５人以上の構成員等が属する団体であること 。
(3)　結婚チャレンジ事業を完遂する能力が認められ、団体として独立した経理を行っていること。

（補助金）
第４条　市は、実施主体が結婚チャレンジ事業の実施に必要な費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

（事業計画書の提出）
第５条　実施主体は、前条の補助金を受けようとするときは、熊本市結婚チャレンジ事業費補助金交付要綱第６条に定める次に掲げる書類を提出するものとする。
(1)　事業計画書（別記第１号様式）

(2)　補助金所要額調書（別記第２号様式）
(3)　歳入歳出予算書（別記第３号様式）

（補助対象団体の選定）
第６条　市長は、提出された事業計画書について第２条、第３条の規定に基づき適否判定を行う。
２　前項により適当と判定された事業計画の得点の審査は、「少子化対策推進事業委託業者選定委員会設置要綱」第３条第１項及び第２項に規定する委員長及び委員（同条第１項第４号に定める委員を除く。）により、別表１「審査基準表」に基づき行うものとする。
３　委員（委員長を含む。この項において同じ。）の事業計画毎の合計得点が高い順（２つ以上の事業計画が同点の場合は、委員長の選定順位が優位にある順とする。）に募集団体数の範囲で補助対象団体を選定する。ただし、当該合計得点を委員の数で除した点数（その点数に、０．５未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、０．５以上１未満の端数があるときはこれを１に切り上げるものとする。）が、６０未満である場合には選定することができない 。
４　市長は、事業計画書を提出した実施主体に対し、前項の規定による審査結果を書面により通知する。

（事業実施期間）
第７条　結婚チャレンジ事業は、補助金の交付を受けた場合、交付決定年度末までに事業を完了することとする。

附　則
この要綱は、平成３０年２月１９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年９月６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和２年１１月１３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則
１　この要綱は、令和７年９月１８日から施行し、改正後の第３条第１号の規定は、同年４月１日から適用する。
２　令和７年９月３０日において改正前の第３条第１号に規定する結婚応援団体であるものは、令和８年３月３１日までの間は、改正後の第３条第１号に規定するくまもと出会い応援団であるものとみなす。